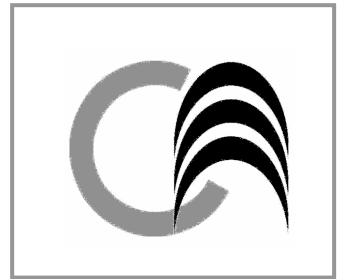


㈱日本廃棄物管理機構は毎月15日に廃棄物処理に関わる情報をJAAO会員の皆様にメールでお届けします。年間約1000件1日平均2.7件に及ぶ行政処分の傾向分析、自治体への事情聴取を交えた個別事案紹介、地方自治体の廃棄物関連の新規制等を扱っていきます。

今回は行政処分手案紹介2件ですが、次号では処理事業者の経営・財務状況（経理的基礎）の見方について特集を組む予定です。

<目次> 愛知県における鉄鋼スラグ野積み問題  
ある産廃処理会社の行政処分について思うこと

西本 周平 p.1  
木川 仁 p.2



### 行政処分手案紹介

#### 愛知県における鉄鋼スラグ野積み問題

平成19年9月13日、愛知県は、同県が認定した建設リサイクル材（あいくる材）を含む鉄鋼スラグが同県弥富市などで野積み保管されている問題で、環境基準を超えるホウ素などの有害物質が検出されたとして、鉄鋼スラグを加工販売している産業廃棄物中間処理会社「共同建設」（同県蟹江町）に対し、廃棄物処理法に基づく改善命令を出した。なお、ホウ素は最大で土壌環境基準の2.6倍、鉛は同4倍が検出された。

愛知県発表による処分理由は、下記の通りである（管轄行政の公表資料から抜粋）。

- ① 共同建設(有)のエージング場所は、生活環境の保全上支障が生じないように適切な措置が講じられていないため。
- ② 共同建設(有)の製造した再生品の一部については、土壌環境基準値に適合しておらず、産業廃棄物に該当するため。

鉄鋼スラグの野積み問題は、平成19年8月25日に、兵庫県内の鉄鋼メーカーが淡路島で鉄鋼スラグを野積みした後に撤去していたことが発覚し、注目を集めたばかりである。立て続けに問題が起こる背景について、考えてみた。

#### ■ 関連業界の動向

鉄鋼生産の副産物として生成される鉄鋼スラグは、その約99%がセメントの原料や路盤材などに利用さ

れている。このところ、鉄鋼業界の好調を反映して、鉄鋼スラグが急ピッチで生成される一方、建設業界は公共工事の減少などが大きく影響し、再利用先である路盤材などに対する需要が減り続けていることも、製造した鉄鋼スラグが放置される一因と思われる。

#### ■ リサイクル製品という壁

鉄鋼スラグは、その製造過程で、エージングにより6か月以上養生し、膨張を安定化させる必要がある。今回、製造される鉄鋼スラグはリサイクル製品であるが、その製造過程においては産業廃棄物とみなされ、産業廃棄物処理基準に基づいて適切な措置を講じる必要があることが示されたが、その認識が製造業者にはなかったように思われる。

環境省によれば、リサイクル品として加工されている鉄鋼スラグを産廃認定し、行政処分したケースは今回が初めてという（中日新聞：平成19年9月14日朝刊記事）。行政側としても、リサイクル製品という壁に阻まれ、産廃としての認定に苦慮していたものと思われるが、この問題を受け、同省は全国で野積みされている鉄鋼スラグの実態把握に乗り出す意向である。

愛知県のあいくる材は、建設部局が制度を創設・運用し、他の自治体をはるかに上回る資材数を認定している（平成19年8月10時点で23品目505件1,557資材）とされるが、今回の問題を受け、一部、その認定方法のまずさも指摘されている。共同建設(有)製造の鉄鋼スラグは、認定を取り消されたが、今後は信頼性回復のため、認定基準の厳格化がより進んでいくものと思われる。

## 行政処分事案紹介

ある産廃処理会社 B 社の許可取消処分  
について考えること

平成 19 年 7 月、ある産廃処理会社 (B 社) が許可取消処分を受けた。同社は、昭和 48 年から産廃処理業に参入、売上は約 7 億円、特に感染性廃棄物の焼却許可を国内で最初を取得し、海外では環境コンサルティングを行うなど積極的な経営を実践していた。

同社が今回受けた処分内容は、下記の通りである (管轄行政の公表資料から抜粋)。

X 市は、B 社……に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可取消しの行政処分を行った。また、B 社については、X 警察署長に対して廃棄物処理法違反で告発した。

〔違反内容〕

B 社は、平成 16 年 2 月～平成 18 年 4 月、排出事業者である医療機関に無断で Y 市の処分業者に感染性廃棄物の焼却処理を再委託し、……Z 県の処分業者に処分を再委託した。この行為は、廃棄物処理法の政省令で規定している再委託の手続きを経ることなく行われた違反行為である。さらに、産業廃棄物管理票に特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物を廃プラスチックと虚偽記載するなどの違法行為を行った。

- ① 特管産廃の運搬・処分の再委託禁止違反
- ② マニフェスト伝票の回付義務違反
- ③ 特管産廃の運搬・処分についての事業範囲の変更許可違反

今回の処分は、刑事告発と同時に刑事処分前に取消処分を行うなど、環境省通知「行政処分の指針」(平成 17 年 8 月 12 日) を運用した事例である。管轄行政や関係者にヒアリングして検証した。

### ■ 関係者情報

今回の事件は、Z 市にある産廃業者が、廃棄物の収集が思うようにならないため、大都市で営業する B 社に感染性廃棄物を分けてもらうように要請したことが発端である。当時、B 社の焼却炉は増設工事中で、一時的に廃棄物の処理に困っていたことから、B 社は、排出者や行政の許可を得ずに再委託した。Z 市の処理

業者は、焼却処理を行わないばかりか (野積み状態)、B 社へ多額の処理料金を請求したため、B 社は処理費の清算ができなかった。Z 市の業者は自主廃業すると同時に、B 社を管轄する X 市に対して全容を情報提供したものである。

本件は、いわゆる「同業者のタレこみ情報」から発覚した事例である。最初の情報は、金銭トラブルに由来するが、実はもっと根深い遠因がある。X 市の担当者にヒアリングしたが、特に最近、メールを中心に情報提供数が増加しているようである。ちなみに、X 市では、これら情報を全てチェックしているとの回答であった。

今回の処分にあたり、行政の考え方を確かめた。X 市は、情報提供を受けた後、最初に、事実認定 (情報の裏を取る) を行っている。次に、B 社に対して行政指導 (原状回復) を実施したが、再三の指導にも拘らず指導に従うようすが見られない。また、感染性廃棄物が屋外で放置された状態にあり、生活環境への保全上の支障に該当する懸念が大いにあった。そこで、X 市は、環境省通知「行政処分の指針」を厳格に適用して、刑事告発すると共に、躊躇なく取消に至った。ここで、B 社の長年の実績を考慮すると情状酌量があっても不思議でない。行政担当者に確認したが、今までの実績は考慮せず B 社の本事案に対する態度を勘案して、極めて悪質な「情状が特に重い (是正が期待できない)」と判断したとのことであった。

現在、両県警の合同捜査本部が設置されて、廃棄物処理法違反容疑で本格捜査がはじまった。いかなる事情があったのか不明な点も多々あるが、長年築き上げてきた信頼が、一瞬にして消え去る姿は、割り切れない寂しさを感じた。

◆編集担当からのお断り◆ 第一に紹介した事案は公開情報のみに基づくため実名を出していますが、第二の記事は管轄自治体担当者へのヒアリングに基づくものとして関係者の名称を伏せることとしました。ご了承ください。

(株)日本廃棄物管理機構

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階

TEL:050-5526-1728 Fax:045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@o3c.jp](mailto:shichida@o3c.jp)